# その他告示

**○農林水産省告示第千八百八十九号**

獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成十八年農林水産省告示第五百二十六号（獣医師法第十六条の二第一項の規定に基づき農林水産大臣の指定する診療施設を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十二月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| 一　（略） | |
| 二　共同して臨床研修を行う診療施設 | |
| 臨床研修診療施設群名 | 診療施設名　所在地 |
| 北海道農業共済組合獣医療研修センター臨床研修診療施設群 | 北海道農業共済組合獣医療研修センター（基幹診療施設）　（略） |
| | 北海道農業共済組合道央上川センター上川中央家畜診療所　（略） |
| | （略） |
| | 北海道農業共済組合獣医療研修センター石狩北部家畜診療所　（略） |
| | （略） |
| | 北海道農業共済組合道央上川センター上川北支所士別家畜診療所　（略） |
| | 北海道農業共済組合道央上川センター上川北支所名寄家畜診療所　（略） |
| | （略） |
| | 北海道農業共済組合獣医療研修センター石狩南部家畜診療所　（略） |
| | 北海道農業共済組合獣医療研修センター空知家畜診療所　（略） |

| 改正前 | |
|---|---|
| 一　（略） | |
| 二　共同して臨床研修を行う診療施設 | |
| 臨床研修診療施設群名 | 診療施設名　所在地 |
| 北海道農業共済組合研修所臨床研修診療施設群 | 北海道農業共済組合研修所（基幹診療施設）　（略） |
| | 北海道農業共済組合道央統括センター上川中央支所上川中央家畜診療所　（略） |
| | （略） |
| | 北海道農業共済組合みなみ統括センター石狩支所石狩北部家畜診療所　（略） |
| | （略） |
| | 北海道農業共済組合道央統括センター上川北支所士別家畜診療所　（略） |
| | 北海道農業共済組合道央統括センター上川北支所名寄家畜診療所　（略） |
| | （略） |
| | 北海道農業共済組合みなみ統括センター石狩支所石狩南部家畜診療所　（略） |
| | 北海道農業共済組合道央統括センター中空知支所空知家畜診療所　（略） |